

令和元年度

朝倉市国民健康保険特別会計補正予算

第91号 議案

令和元年度 朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和元年度朝倉市の国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年12月 5日 提出

朝倉市長 林 裕 二

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
1. 国民健康保険被保険者証作成等業務委託料	令和 2 年 度	850

令和元年度

朝倉市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 (見 込) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3. 国民健康保険被保険者証 作成等業務委託料 (令和元年度)	850	—	—	令 和 2 年 度	850				850